

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第 23 回）でのご意見・ご要望【抜粋】

議 題：第 23 回 町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会

日 時：2020 年 2 月 28 日（金）18:00～

場 所：忠生市民センター 1 階 地域活動室

出席者：委員／高橋会長、小林（静）副会長、川畑委員、小林（哲）委員、
八木委員、守屋委員、尾崎委員、小泉委員、小川委員、田中委員、
彦根委員、安藤委員、佐藤委員

事務局（町田市）／荻原環境資源部長、田中循環型施設建設担当部長、
平本循環型施設整備課長、篠塚循環型施設整備課担当課長、
深澤循環型施設整備課担当課長、古屋循環型施設整備課統括係長、
波戸場循環型施設整備課担当係長、竹内循環型施設整備課主任、
鈴木循環型施設整備課主事、高橋循環型施設整備課主事
宮坂環境政策課長、川瀬環境政策課担当課長
林資源循環課長
高梨 3 R 推進課長、桑原 3 R 普及担当課長

コンサルタント／株式会社日建設計
事業者 ／株式会社タクマ

傍聴者：0 名

【会議経過】

確認事項

（確認事項 1）：前回地区連絡会の確認事項

（確認事項 2）：町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

協議事項

（協議事項 1）：運営協議会等設置要領について

報告事項

（報告事項 1）：資源ごみ処理施設整備 進捗報告

ご意見・ご要望への回答（保留事項の回答を含む）

確認事項 1：前回地区連絡会の確認事項

意見 ・ 要望	(意見・要望・質疑なし)
---------------	--------------

確認事項 2：町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

意見 ・ 要望	(意見・要望・質疑なし)
---------------	--------------

協議事項 1：運営協議会等設置要領について

意見 ・ 要望	運営協議会での協議事項について 泉北クリーンセンター運営協議会の設置規則の中では、環境保全対策に関する事項と地域住民の理解を深めるための広報活動に関する事項があるが、今回の設置要領には入ってくるのか。
回答	 参考例としてお示しした泉北クリーンセンターの運営協議会の設置規則には、環境保全対策の事項だけでなく地域住民への広報活動の事項の記載があるとのことである。町田市としては、広報活動についてここに記載はしないが実施するという計画であったが、広報活動は運営協議会としても大事な活動の一端という認識のもと記載することとする。

意見 ・ 要望	専門委員会のメンバーについて この施設ができ上がってからの監視的な役割が運営協議会のメンバーに求められるのではないかと思う。専門委員会は、行政側がいろいろと調査し、データを出した基準の評価といったものを、有識者を含めて公平的に行うものと捉えてよいか。その上で、専門委員会のメンバーはどのような方を検討されているのか、お聞きしたい。
回答	 専門委員会のメンバーについては、何度かこの保全協定の検討時にも、皆様からご意見をいただいていた宿題になっていることは理解している。施設について重大な事項が生じた場合に専門委員会を設置し、事故等の内容に応じてどのような専門家が必要かを決めていかなければいけない。そのため、どのような学識経験者がよいか、専門委員会をその場で設置するかどうか等、他市の事例等を基にどのようなやり方がベストかを市にて案をまとめ、今後見ていただくような形になる。

意見・要望	<p>専門委員会の運営協議会への関わり方について 運営協議会の中では、専門委員会委員の出席の上、当施設の運転状況や地域の住民との関わりが議題としてあがり、状況判断がされるのか。</p>
回答	<p>技術的な問題についての分析、検討を専門委員会でやっていただき、その結果については運営協議会で報告させていただく形となる。どのような形で報告するかについてはこれから整理していきたいと考えている。</p>

意見・要望	<p>設置要領への追記事項について 運営委員会の設置要領の中には、事故の問題、苦情の問題、専門委員会からの報告、ごみ処理計画や設備の変更など、全般的な考え方をもう少し広範囲に挙げ、項目として明示していただきたい。</p>
回答	<p>今日お示しした内容で伝わりづらい部分については、これからの協議の中で整理していきたい。</p>

意見・要望	<p>設置要領の取り扱いについて 要領、要綱、規則とあるが、違いは何か。運営協議会の規定は、第三者の目にきちんと触れる、公開もされるというように、簡単には変えられないものとしたい。</p>
回答	<p>整理し、回答いたします。</p>

報告事項1：資源ごみ処理施設整備 進捗報告

意見・要望	<p>相原地区の用地取得について 相原地区の用地取得買収ですが、大体今必要な用地を100とすると、何%ぐらい買収されているのか。</p>
回答	<p>買収についてはまだされていない。測量が始まったところであり、測量が終わって都市計画決定後、税務署の手続に入ってから買収ということになる。そのため、買収としてはまだ0%という状況である。</p>